

事 務 連 絡
平成20年12月25日

各都道府県障害保健福祉主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金
に係る協議について

障害保健福祉施策の推進につきましては、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、協議を行いますので、別添の「障害者自立支援対策臨時特例交付金運営要領」に従い、別紙協議書を平成21年1月22日までにメールにて提出してください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく申し上げます。

なお、「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」に係る協議については、社会・援護局福祉基盤課にてとりまとめることとしているので、念のため申し添えます。

(協議書提出先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室予算係 吉川・久保

TEL 03-5253-1111(内線3077・3075)

夜間直通 03-3595-2097 FAX 03-3503-1237

メールアドレス kubo-takuya@mhlw.go.jp

別紙

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議書

○都道府県名 : _____		連絡先	TEL (直通) () _____
○担当部局課名 : _____			FAX () _____
○担当者名 : _____			MAIL _____
項目		特別対策事業の内容	交付金所要額 (国庫ベース、円)
新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	管理運営要領第3の(1)「別添に掲げる事業」(※1)	【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】	
		【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】	
	管理運営要領第3の(1)「その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要なとされる事業」(※2)	【 ※ 実施する事業内容を簡潔に記載すること。 】	

※ 1 管理運営要領の「メニュー事業」を指す。

※ 2 管理運営要領の「メニュー事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するもの」を指す。

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金 協議額内訳

(都道府県名 :)

項 目	交付金所要額 (円) (国庫ベース) ①	既内示額 (円) ②	今回協議額 (円) ③(①-②)
新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	0	0	0
管理運営要領第3の(1)「別添に掲げる事業」(※1)	0	/	/
管理運営要領第3の(1)「その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」(※2)	0		

※1 管理運営要領の「メニュー事業」を指す。

※2 管理運営要領の「メニュー事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するもの」を指す。

(注) 交付金所要額の合計において千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てること。